

資料 1－2

厚生労働省発生食1208第2号

令和3年12月8日

食品安全委員会

委員長 山本 茂貴 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之

(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

アセキノシル

